

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年4月7日 07時40分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉区（千葉県千葉市幕張海浜公園南西方沖） 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位267° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 37.2′ 東経140° 00.1′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、南南西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年5月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.9m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 北東、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか知人1人（以下「同乗者」という。）が乗船し、幕張海浜公園沿岸付近で漂泊して釣りをを行い、北東の風で沖に流されては元の場所に戻ることを繰り返していた。</p> <p>操縦者は、沖に流されるままに釣りを続けていたところ、次第に波が高くなってきたので危険を感じ、船外機を始動して陸岸に戻ろうと北東方向への航行を試みたものの、向かい風を受けて陸岸に向かうことができなかった。</p> <p>本船は、操縦者が風下側に認めたブイに本船を固定しようと思い、同ブイに向けて南南西進中、左舷船尾方から波を受けて船体が持ち上げられた際、船尾側の操縦者及び船首側の同乗者が共にバランスを崩して右舷側に偏り、傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船によじ登り、同乗者の携帯電話が濡れて使用できなかったが、操縦者のスマートフォンが使用できたので、海上保安庁に118番通報して救助を要請した。</p> <p>操縦者は、本事故時の予報が風速5～6m/sであったものの沿岸付近で釣りを行えばすぐに陸岸に戻れると思って出航し、また、釣りをしている間、徐々に風が強くなっていることに気付き、帰航することも考えたが、釣果が思わしくなかったこともあって釣りを続けた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、腰巻き型の手動膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、風速約7～8m/sの北東風が吹く状況下、操縦者が漂泊し

	<p>て釣りを続けたことから、風を受けて陸岸に戻ることができなくなり、風下側のブイに向けて南南西進したところ、左舷船尾方から波を受け、操縦者及び同乗者が共にバランスを崩して右舷側に偏り、傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、風速約7～8m/sの北東風が吹く状況下、操縦者が漂泊して釣りを続けたため、風を受けて陸岸に戻ることができなくなり、風下側のブイに向けて南南西進したところ、左舷船尾方から波を受け、操縦者及び同乗者が共にバランスを崩して右舷側に偏り、傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートが風浪の影響を受けやすく、また、乗船者の体重移動によりバランスを失いやすいことを考慮し、気象又は海象が悪化する前に帰航すること。また、気象又は海象の悪化が予想される場合、出航を控えること。 ・ミニボートの乗船者は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置が施された携帯電話を携行すること。